

重点分野「補助金」の取組方針（案）

2019年1月11日
行政手続部会

1. 経産省の事業者向け補助金については、2020年4月から、同省が構築した補助金共通システムに搭載することとし、今年度中を目途に具体的な補助金名を特定する。
2. 経産省以外の各省庁及び有志自治体が所管する中小企業・小規模事業者を対象とする補助金についても、2020年4月から、補助金申請システムに搭載することを目指し、IT室は2019年度にFS調査を実施する（有志自治体への展開に当たっては、総務省も協力）。調査では、**別紙**の補助金を対象として、システムへの搭載のために必要となる審査・執行フローの見直し（BPR）を行う。加えて、各省庁等において補助金申請システムを利用する際のシステム・技術面での課題の検証を行う。
3. 各省庁は、上記FS調査に協力する。その際、単に現行の手続を電子化するのに止まらず、提出情報の共通化（例えば、現状では、補助金毎に決算情報を求める期間が、2年、3年と異なる等）や、可能な限りの添付資料の削減等、事業者目線でのBPRの取組を進めることとし、省全体（補助金の所管課のみならず、予算執行の管理部門（会計課等）、省全体の情報システム部門、規制改革の取りまとめ部門）で取り組む。
4. IT室は、FS調査の結果を、補助金を所管する全ての省庁及び有志自治体に対して逐次共有する。各省庁は、調査の結果を踏まえ、**別紙**以外の補助金についてもシステムへの搭載を検討する。
5. 農水省の農業者向け申請システムと経産省の補助金共通申請システムの両方を利用する事業者に対する利便性の観点から、両省において両システム間の情報連携を図る。
6. 経産省は、「補助金手続の電子化」が政府を挙げた取組であることを強く認識の上、2020年4月までに、着実にシステムの開発を行う。また、経産省（中小企業庁）は、本件が重要な中小企業・小規模事業者政策であることを強く認識の上、主要推進主体として、取組全般に全面的に協力する。

F S 調査対象の中小企業・小規模事業者を対象とする補助金
(経産省以外の省庁)

国土交通省 8 補助金

- 住宅市街地総合整備促進事業費補助（市街地住宅関連事業推進費補助、うち、長期優良住宅化リフォーム推進事業）”
- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
- 自動車事故対策費補助金
- 低公害車普及促進対策費補助金
- 住宅市場整備推進等事業費補助金
- 住宅・建築物環境対策事業費補助金
- 船員雇用促進対策事業費補助金
- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設インバウンド対応支援事業）

環境省 3 補助金

- 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業
- エコリース促進事業
- 二酸化炭素削減ポテンシャル診断推進事業

厚生労働省 1 補助金

- 臨床研修費等補助金

以上